

統合の時期について

統廃合の対象校である東中学校については、耐震補強工事を実施していないため、生徒の安全確保の観点からも早期に統廃合を行う必要がありますが、その実施にあたっては、まずは統廃合計画を策定し、その計画を基に市議会の議決を得て、学校設置条例の一部を改正する必要があります。その後は、統合までの準備期間として一年間をかけて、移転や廃校の準備、統合先の中学校との事前交流、教育課程のすり合わせ等を行うこととなります。

文部科学省が、平成27年度までに公立学校施設の耐震化を完了させる方針を示していることから、遅くとも平成28年4月までには学校統合を行うこととなりますが、仮に統合の時期を平成27年4月とした場合、平成26年3月の定例市議会までには議決を得る必要があります。しかしながら、統廃合計画を策定するために必要なプロセスである通学路や制服、部活動等に関する協議、さらには今後の狭山台地区の関係者との協議等も考慮した場合、現時点では難しい状況にあります。

また、東中学校区に関しては、狭山台中学校等への通学も可能な特別許可地区が一部の地域に設けられていますが、当該地区内から東中学校へ通学する現在の1年生に対しては、入学する前の段階で、狭山台中学校等に統合する時期についての明確な説明をしていません。このことを考慮すると、当該1年生が東中学校を卒業するまで統廃合を待つべきであるという意見もあります。

以上を踏まえ、入間川地区の中学校の統合は、平成27年3月の定例市議会までに議決を得て、**平成28年4月**に実施する方向で進めていくことが適当と考えます。

《参考》 平成28年4月の統合に伴う学校の移動（東中学校区）

H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月
新狭山小4年生	新狭山小5年生	新狭山小6年生	中央中または堀兼中1年生
富士見小4年生	富士見小5年生	富士見小6年生	狭山台中1年生
御狩場小4年生	御狩場小5年生	御狩場小6年生	※一部の地域は中央中への通学も可 山王中1年生
新狭山小5年生	新狭山小6年生	東中または堀兼中1年生	中央中、狭山台中または堀兼中2年生
富士見小5年生	富士見小6年生	東中1年生	狭山台中2年生
御狩場小5年生	御狩場小6年生	※一部の地域は狭山台中への通学も可 東中または山王中1年生	※一部の地域は中央中への通学も可 狭山台中または山王中2年生
新狭山小6年生	東中または堀兼中1年生	東中または堀兼中2年生	中央中、狭山台中または堀兼中3年生
富士見小6年生	東中1年生	東中2年生	狭山台中3年生
御狩場小6年生	※一部の地域は狭山台中への通学も可 東中または山王中1年生	※一部の地域は狭山台中への通学も可 東中または山王中2年生	※一部の地域は中央中への通学も可 狭山台中または山王中3年生

※ 平成28年の統廃合時において東中学校に在籍する生徒のうち、新狭山小及び御狩場小学校区に在住する生徒については、狭山台中学校への通学を可能とします。